

議会報告

12月議会 補正予算の概要
12月の補正額 9,747万円

- 市議会議員・特別職員の期末手当を0.15月引き上げる改定
- 市職員の給与の改定及び勤勉手当を1.5月引き上げる改定
- 学童保育に関する設置及び運営に関する基準を定める条例
- 産科医療保障制度の掛け金及び出産育児一時金の見直し
- 財産の取得 牛頸須恵器の里窯跡史跡指定地 3,076万円
- 財産の取得 自然環境保護区指定地域 (牛頸2,142万円)
- 一般会計補正予算の増額、専決 (衆議院選挙費3,420万円)
- 一般会計の予算の増額 9,747万円

補正のポイント

- ①議員報酬・市職員の期末手当及び勤勉手当
- ②中央公民館改修事業
- ③障がい児通所給付事業
- ④高貴高齢者医療療養給付費負担金
- ⑤子育て世帯臨時特例給付金 など

- 一般会計補正予算 債務負担行為 限度額 5億5,671万円

※債務請負行為とは、継続する事業の通年契約や早期契約等今年度中に契約を完了するもの

学童保育の基準見直し
子供にとってとは…

国は児童福祉法の基準を見直し、緩和をしました。

大野城市では放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(学童保育)に関して国の基準に準じてはいるものの実施するまでに数年の経過措置をとっています。

現在は小学校1～3年生までとしていますが、5年かけて小学校6年生までに拡大する計画です。

放課後児童支援員は、支援の単位ごとに2人とするとなつていますが、そのうち1人は補助員でも可能になります。

また研修をうければ、教育者としての資格が無くても決まった学科を修めた大学卒業者、高校卒業して2年以上学童保育、または類似する事業に従事した者などでも市長が適当と認めれば、放課後児童支援員になる事が可能です。

支援の単位も5年後には、1単位を40名から70名に拡大する計画です。

大人数の子供が相手です。

一人一人に目が届かず事故に繋がるかもしれません。

支援員も過剰勤務になる可能性があります。

また無資格者による家庭的保育所の事件も考えると、資格を保育士に限定して厳しくするべきではないでしょうか。

『市町村は最低基準を常に向上させる様につとめるものとする』とある。このまま行けば、本来の『心身ともに健やかに育成されることを保証する』趣旨から離れてしまふのではないのでしょうか。

議場へ
国旗掲揚
意味があるのか？

12月議会で、『本会議場での国旗及び地方自治体旗の掲揚に関する請願書』が提出されました。

請願書には、東京オリンピック開催を期に国家機関や地方自治体等の重要な場所に敬意を表して国旗を掲揚して戴きたいとありました。

これだけでは国旗掲揚の意義が理解できません。

『日の丸』『君が代』には市民それぞれに考えや思いがあります。国旗、国家法の制定に関しては大きな反対運動も起き、世論が割れました。そのような背景もあり、当時の小渕首相は国会答弁で『掲揚の義務付けは行うことは考えていない』と述べています。

大野城市の議場には既に市章が掲揚されているのにも関わらず、自治体旗まで掲げる必要があるのでしょうか。また、市庁舎南玄関に、掲揚台と3本のポールが設置されており、国旗及び自治体旗は毎日掲揚されていますので、議場に掲揚する必要性を全く感じられず、請願に反対をしました。

採択の結果、15:3(1人棄権)で賛成多数で可決されました。